

2. ロシア史(2)帝政の崩壊、ロシア革命、内戦

・ **ロシアの暦** 帝政ロシアはユリウス暦を使用していたので、西欧のグレゴリオ暦（西暦）に対し、18世紀で11日、19世紀で12日、20世紀で13日遅れている。帝政崩壊の翌年、新政権が1918年1月31日の翌日を2月14日と定めて、ロシアの暦と西暦とが一致した。ロシア史では、通常、とくに断らない限り、1918年1月31日までの日付はユリウス暦を用いている。したがって、2月27日は、西暦では3月12日である。

・ **サンクト・ペテルブルクの名称の変化（カナはなるべく原音に忠実に表記）**
 1703.5.16～1825 ザンクト・ピーチェルブルッフ、1825～1914.8.18 サンクト・ペチェルプールク、1914.8.18～1924.1.26 ペトログラート、1924.1.26～1991.9.6 レニングラート、1991.9.6～サンクト・ペチェルプールク 愛称ピーチェル 1712～1728 および 1732～1918 首都、1708～1927.8.1 県都、1927.8.1～州都

1. 帝制の崩壊＝2月革命

- 1916年 労働者のストライキ再発
- 10月17～20日 ペトログラートで高物価・戦争反対ストライキ
- 1917年1月～ 断続的にストライキとデモ、ペトログラート守備隊兵士動揺
- 2月23日 ペトログラート騒乱状態激化
- 27日朝 国会、停止勅令受領、臨時委員会創設
- 15時 ペトログラート労働者・兵士代表ソヴィエト成立
- 深夜 国会、政府省庁の接収を実施
ツァーリ、モギリョーフ（ペラルーシ）の大本営で首都の反乱の報（首相グリツィンの電報）に接し、軍に首都進撃を命じるも、兵士が動揺し、軍は命令遂行不能
- 28日夜 国会臨時委員会、新政権成立のアピール
- 3月1日 臨時政府成立
- 2日 ツァーリ・ニコライ2世、弟ミハイールへの譲位を決意
- 3日 ミハイールは即位を辞退→帝政崩壊

2. 臨時政府

2.1. 1917年3月3日 政治犯釈放、国民の基本的人権と自由の保障、市民と兵士の平等、警察（полиция）に代わる民警（милиция）の設置、憲法制定会議の準備開始、憲兵、検閲の廃止を宣言

2.2. 臨時政府首相には「全ロシア地方自治同盟」議長リヴォーフ公が就任
 国会内の立憲派・改革派が臨時政府の中心メンバー

3. 1917年2月以降の各政党の動き

3.1. 1917年2月以降の各政党の課題

1) 臨時政府への参加

10月17日同盟、立憲民主党、社会主義者＝革命家党（エスエル）、ロシア社会民主労働党
 夏頃から、エスエルとロシア社会民主労働党が主流
 極左政党（ロシア社会民主労働党ボリシェヴィキ派など）は、臨時政府に不参加（兵士委員会、工場委員会において活動）＝夏頃から、ソヴィエトでも影響力が増大

2) 憲法制定会議選挙の準備

3) 農業政策＝土地政策

4. ソヴィエトの動き

4.1. ソヴィエト内部の対立

ペトログラート・ソヴィエト執行委員会（社会主義者＝革命家党＋ロシア社会民主労働党）

臨時政府メンバーに加わる

ソヴィエト内の対立

対臨時政府協調派（社会主義者＝革命家党＋ロシア社会民主労働党）

反臨時政府派（ロシア社会民主労働党ボリシェヴィキ派）

4.2. ソヴィエトの組織と構造

1) 基礎組織

市ソヴィエト、郷ソヴィエト

市ソヴィエトのみ直接選挙、郷ソヴィエト・上級ソヴィエトは間接多段階選挙

2) 上級ソヴィエト

全ロシア・ソヴィエト大会、県ソヴィエト大会、州ソヴィエト大会、地区ソヴィエト大会

3) 指導機関

全露中央執行委員会（Всероссийский Центральный Исполнительный Комитет）、中央執行委員会（ЦИК）、執行委員会（исполком）

4) 武装組織

労働者民警（ВЦИК は労働者民警と民警の一体化を要求）

赤衛隊（Красная гвардия）（反革命との闘争）

4.3. ソヴィエトの経済管理

1) 労働者監督（рабочий контроль）

ブルジョアジー、ブルジョアスペッツイ（буржуа-спэцы）に対する監督

2) 労働者管理（рабочее управление）

労働者自身による企業の経営管理（自主管理）

3) 労働調整 8 時間労働制などの制度的改善

4.4. 第 1 回全ロシア労働者・兵士ソヴィエト大会（1917 年 6 月 3 日）

1) 会派構成

社会主義者＝革命家党：285 ロシア社会民主労働党：248 ロシア社会民主労働党ボリシェヴィキ派：105

2) 臨時政府支持、憲法制定会議召集を決議

5. ケレンスキー首班第 2 次臨時政府の成立

1917 年 7 月 24 日 リヴォーフ首相辞任（戦争指導のつまずき）

司法相ケレンスキー（ペトログラート・ソヴィエト副議長、弁護士）が首相に就任

6. ボリシェヴィキの権力奪取

6.1. レーニン「4 月テーゼ」

①「革命的祖国防衛主義」の否定

②対臨時政府協調主義の否定

③「全権力をソヴィエトへ！」

6.2. 臨時政府の権威の低下→軍隊および地方に対するコントロールを失う

6.3. 社会的緊張の激化（経済崩壊と戦争継続が原因）

6.4. コルニーロフ反乱（1917年8月）の鎮圧

臨時政府の権威の失墜→ソヴィエト内の対臨時政府協調派の影響力低下=ソヴィエトのポリシェヴィキ化

6.5. ペトログラート駐留兵士の反政府意識の激化

兵士の厭戦気分が増大、兵士は前線への出発望まず

6.6. 1917年10月25日のロシア社会民主労働党（ポリシェヴィキ派）の武装蜂起

ペトログラート・ソヴィエトでポリシェヴィキが多数派となったことで決意

1917年10月25日 ペトログラート守備隊・赤衛隊の武装蜂起（重要拠点の占拠）

武装蜂起の指導機関→ペトログラート・ソヴィエト軍事革命委員会（議長トロツキー）

6.7. 第2回全ロシア労働者・兵士代表ソヴィエト大会（1917年10月25日深夜）

社会主義者=革命家党（エスエル）、ロシア社会民主労働党は、武装蜂起に抗議して退場

ポリシェヴィキ、社会主義者=革命家党左派（エスエル左派）中心に議事進行

①ソヴィエト政権樹立を宣言

②「平和についての布告」と「土地についての布告」を採択

③臨時労働政府=ソヴィエト政府=人民委員会議（[Совет народных комиссаров] ソヴナルコム）樹立

議長レーニン以下、ポリシェヴィキの単独政権

政府の構成をめぐる紛糾し見切り発車

7. 憲法制定会議召集の経緯

7.1. 臨時政府の動き

1917.3.4 憲法制定会議を冬宮に置くことに決定

3.11 大臣就任宣誓で「可能なかぎり速やかな」召集におけ措置をとる旨、指摘。しかし実際には臨時政府は急がず。

5 末～6 始め 特別会議、選挙制度を政党名簿式比例代表制に決定。年齢制限問題（とくに軍人の）で議論。立憲民主党（カデット）は21歳以上、ペトログラート・ソヴィエトは20歳以上、ポリシェヴィキは18歳以上を提案。最終的に20歳以上、軍人については制限なしと決定。選挙権剥奪対象についても論争があり、徴兵忌避者には付与しないこととなった。

6.9 議員定数を決定（秋に修正）

6.14 投票日を9月17日と決定。カデット、引き延ばし工作。ソヴィエト中央執行委（社会主義者=革命家党、ロシア社会民主労働党）はそれを支持。のち、投票日を11月12日に延期

10.2 選挙規程全体を最終的に採択

7.2. 各党の動き

=極右政党以外の全政党が憲法制定会議召集を呼びかけるが、思惑はこもこも

1917.3.3 カデット中央委、党綱領の改正と選挙準備のため党大会召集を決定

3.10 カデット拡大中央委、憲法制定会議の準備と活動のための委員会を設置

しかし、カデットは、憲法制定会議での多数派獲得を期待できない状況では革命の波が収まるまで待ったほうがよいという延期論が多かった

3.15 ポリシェヴィキ中央委ビューロー、選挙規程作成へおける措置を採択したもの、具体的

動きなし

エスエル＝多数派獲得可能性があるので即時召集を主張

7.3. ペトログラート・ソヴィエトの動き

1917.3 末 法務部に憲法制定会議に関する委員会設置。委員会は、完全な選挙規程草案を作成することはできなかったが、比例代表制、年齢制限、軍隊での選挙についての基本原則を提示。委員会にはボリシェヴィキの常任代表はいなかった。カデット中央委、党綱領の改正と選挙準備のため党大会召集を決定

8. 憲法制定会議選挙規程

8.1. 特徴＝進歩的選挙法

①選挙権の拡大（制限や差別の撤廃）

ア) 女性参政権の承認（当時、英、仏、独、米国では女性参政権に制限があった）

イ) 20 歳以上（当時、英、米、イタリア、仏では 21 歳以上、ベルギー、独、スペイン、オランダでは 25 歳以上）

ウ) 軍人参政権（世界最初）

エ) 財産、定住資格の有無、識字による制限なし、

オ) 民族や信仰による差別の撤廃、

カ) 非ロシア系住民に対する配慮（例：投票用紙の非ロシア語表記の承認）

②比例代表制の採用

③唯一の欠点＝議員のリコール制を欠いていること

しかし短期（憲法制定まで）の 1 期限りの議会であるので必要性に乏しい。ただし開会前にリコールすることは可能で、実際に行われた記録がある。

8.2. 議員定数と選挙区数

①議員定数＝855（700＝一般選挙区、30＝占領地域、125＝陸海軍）

②選挙区数＝71（原則は県単位、1 選挙区の議席数は原則として人口 20 万人に代議員 1 名）

51＝県選挙区、10＝州選挙区、2＝県特別選挙区（ペトログラート、モスクワ）、8＝複合選挙区（複数の県、州で選挙区をつくる）

8.3. 投票方法

①各政党は、当該選挙区の定数と同数の候補者名を記載した候補者名簿を準備

②政党別候補者名簿は、投票前、郵送または投票所にて選挙人に交付

③選挙人は、投票しようと思う政党別候補者名簿を選び、封筒に入れて封をし、投票函に投函

④名簿の候補者の順番の変更、名前の抹消は認めない（拘束名簿式）

⑤得票数に応じて各党に議席を配分する方法は、ドント式

8.4. 帝政国会選挙法との差異と類似性

①差異：民主性、陸海軍人選挙権を承認

②類似性：特殊性という理由で、辺境地域の選挙区と行政区画が不一致

9. 選挙結果

社会主義者＝革命家党 299 ロシア社会民主労働党（ボリシェヴィキ派）168 ウクライナ社会主義者＝革命家党 81 社会主義者＝革命家党左派 39 社会主義者＝革命家党民族派 19 ロシア社会民主労働党 18 立憲民主党 15 人民社会党 4 保守党 2 ウクライナ社会民主党 2 その他 56

10. 憲法制定会議の閉鎖

- 1917.12 ポリシェヴィキ派議員が、憲法制定会議とソヴィエトとの関係について党中央委の立場と一致しなかったため、ポリシェヴィキの院内会派ビューローを改選→ポリシェヴィキの路線転換（憲法制定会議よりソヴィエトを優先）
- 1918.1.18 憲法制定会議開会。エスエルとポリシェヴィキ、激しく対立。エスエルのチェルノフがポリシェヴィキの推すエスエル左派のスピリドノヴァを破って議長に選出。ポリシェヴィキとエスエル左派の退場後、土地法と平和宣言を採択し、午後5時の再開を約して19日午前4時に休会。しかし、憲法制定会議は再開されず。
- 臨時政府の崩壊と憲法制定会議の閉鎖ニロシア立憲主義の挫折

11. ポリシェヴィキ党制の確立

- 1917.10.25 臨時労農政府＝人民委員会議（ソヴナルコム）＝ポリシェヴィキ単独政権
第2回ソヴィエト大会における政府の構成をめぐる紛糾後の見切り発車ポリシェヴィキ単独政府に対する他党派の批判
- 11.9 人民委員会議、ポリシェヴィキ 11 名、エスエル左派 7 名からなる連立政府に改組
- 12.7 「反革命・サボタージュとの闘争のための全ロシア非常委員会」 [[B]ЧК [ヴェー] チェーカー＝ジェルジンスキー長官] 創設
- 1918.1.10- 第3回全ロシア労働者兵士代表ソヴィエト大会
- 1.13- 第3回全ロシア農民ソヴィエト大会→両ソヴィエトは合同
- ①憲法制定会議解散を承認
- ②「勤労者被搾取者人民権利の宣言」採択
- 2.23 赤軍の創設、トロツキー、軍事人民委員に就任
対独講和条約（プレスト・リトフスク条約）の交渉過程で強力な軍事力の必要性を感じる
→旧軍の職業軍人の登用、コミッサール制の導入
- 3.3 プレスト・リトフスク条約調印
講和条約をめぐる対立
- ①即時講和＝ポリシェヴィキ中央委員会主流派（レーニン派）
革命の防衛のためにはどんな譲歩もする
- ②講和交渉引き延ばし＝トロツキー派
「戦争もせず講和もせず」＝交渉を引き延ばしているうちにドイツ国内で革命が起こりドイツは連合国に敗北する（トロツキーは、当時、講和交渉の全権代表＝外務人民委員も兼任）
- ③対独徹底抗戦＝左翼共産主義者（ブハーリン派）／エスエル左派
ドイツ軍と戦うことによるのみロシア革命を防衛し、ドイツ革命を支援できる
ブハーリン派は理想主義
エスエル左派はドイツの提示する講和条件に自党の票田・大支持基盤であるウクライナ割譲が含まれていたため、講和に絶対反対
- 3.15 第4回臨時全ロシア・ソヴィエト大会
条約調印に反対するエスエル左派、人民委員会議からの脱退を表明→連立政府の崩壊
- 5.13 人民委員会議「食糧独裁令」発令
食糧の強制的徴発を開始＝穀倉地帯ウクライナを失ったため、エスエル左派、「ウクライナをドイツに引き渡したプレスト講和こそ諸悪の根源」
- 7.4 第5回全ロシア・ソヴィエト大会
ロシア共産党（ボ）（3月第7回党大会で名称変更） 773 名
エスエル左派 353 名
「ロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国憲法（基本法）」採択
- 7.6 エスエル左派、駐ソ・ドイツ大使ミルバッハを暗殺。対独徹底抗戦を主張。

- チェーカー、エスエル左派幹部をソヴィエト大会の議場で逮捕。エスエル左派非合法化
- 1918-21 内戦（日本は 1924 年まで侵略を継続し、もっとも遅く撤退）
- その間、チェーカーによって、メニシェヴィキとエスエルが最終的に一掃される
- 1920 冬 労働組合論争
- 1921.3 労働者反対派（シュリャブニコフ、コロンタイニサンジカリスト）
- 工場委員会運動の理念の継承者
- 左翼共産主義者（ブハーリン派）＝ブレスト講和のしこり
- 民主主義的中央集権派（デツェミスト）＝良識派
- 中央委員会主流派（レーニン派）＝現実派
- トロツキー派＝「労働の軍隊化」派
- 1921.3 クロンシュタット〔島の要塞の水兵の〕反乱
- 1921.3.29-4.5 第 10 回党大会
- 論争に決着→「党の統一についての決議」（分派禁止決議）
- ネップ（新経済政策）の導入決定
- 小農民経営、農村工業（クスタリ工業）を認め、まず農村における資本蓄積を優先し、それをバネに工業化をはかる穏健的経済（工業化）政策

12. 戦間期のソ連（1917-1945）

政治勢力としては少数派だったボリシェヴィキがクーデターによって政権を奪取し、しかも民主的な選挙で行われた憲法制定議会で第 1 党にならなかったために憲法制定議会を閉鎖するという暴挙に出たことが、内戦を引き起こすこととなった。内戦は、ボリシェヴィキとそれに反対する政治勢力との武力闘争という側面もあったが、ロシア帝国の崩壊によって民族独立の可能性が出てきた周辺の非ロシア人諸民族とロシア人との戦いという側面もあり、そこに地主と小作人との戦い、キリスト教徒とイスラム教徒との戦いという側面もあって、状況は複雑である。しかも、それぞれの勢力を後押しすることで、帝国崩壊後のロシアで利権を獲得しようという諸外国の介入もあって、事態はいっそう複雑であった。ウクライナ、グルジアは、ドイツの後押しで独立を達成しようとして、最終的には達成できなかったし、アゼルバイジャンもトルコの後押しで独立を達成しようとしたがやはり果たせなかった。それらの国々と、ドイツの後押しなどで最終的には独立できたポーランドとリトアニア、イギリスの後押しで独立を達成したフィンランド、エストニア、ラトヴィアなどとの、運命の分かれ道はどこにあったのかということも考えてみると、問題はなかなか複雑である。カフカース地方、中央アジア、ヴォルガ中流域などイスラム教徒の多い地域では、イスラム神聖国家の樹立を目指すいわゆるイスラム革命が起こったが、これも最終的には鎮圧され、すべてボリシェヴィキの支配下にはいった。

こうして、結局、1924 年にソ連邦が結成されたとき、ボリシェヴィキは、ロシア帝国の領土のうちフィンランドとポーランドとバルト 3 国を除くすべての領土を支配下に置くことに成功していた。内戦は数え切れないほど多くの犠牲者を出したが、ともかくもボリシェヴィキは勝利し、ソ連が成立した。ボリシェヴィキの勝利の理由は、ボリシェヴィキが最終的に総兵力 300 万となる赤軍を建設し、軍事的に周辺諸民族を圧倒したこと、外国の介入により、ロシア人がボリシェヴィキを中心に結束したことなどが考えられる。

このことから、内戦の過程で、ボリシェヴィキは国民の支持を得る必要性を感じたであろうから、内戦がほぼ終結した 1921 年に新経済政策（NEP）という小農育成を基礎とした宥和政策を採用することになる。しかし、この政策も 1929 年までに終了し、その後は、まったく逆方向の農業集団化政策が採用された。当時の指導者スターリンは、革命と内戦で疲弊したロシア経済を復興させるためには、政府主導の中央集権的な工業投資・計画経済と、その資金調達のために強制的に資本蓄積をすることが必要であると判断し、そのためには農民を収奪せざるを得ず、そのために農業集団化に踏み切ったというのが、経済学的な説明である。これは経済復興を短期間で効率的に進めるという意味では成功したといえる。急速な工業化に必要な原資を蓄積（原始的蓄積＝原畜という）するために農村を収奪するという手法は、富国強兵政策を採用した明治初期の日本の松方正政と同様の手法であり、第 2 次大戦後は「開発独裁」といった用語で説明されるシステムであり、その後の後進国の工業化のためのモデルともなった。

この手法は、当然、農民の反発を招き、所期の目標を達成したところで宥和政策に転換しないと、農民の暴動などが起こる可能性がある。日本では、原畜期が1873年の地租改正で始まったが、さっそく1976年頃から農民一揆が多発し、自由民権運動へとつながっていく。1881年に大蔵卿となった松方正義の名をとった松方財政という農民収奪政策がそれに続くが、これももちろん原畜期の典型的な政策である。もちろんソ連でも1930年頃には農民暴動が多発している。スターリンはそれに対して厳しい弾圧で望んだが、日本と異なるのは、スターリンがそうした強圧政策に反対する政権内部の批判者を粛清したことである。この粛清は、政府内外の指導層、軍部の指導層にまで及んだ。無名の一般国民が粛清の対象になることはまれであったため、冷戦期に欧米のソ連研究者が指摘してきたような、全国民に対する恐怖の統治が行われていたわけではないが、それでも国中が重苦しく暗い雰囲気包まれたことは間違いないだろう。ところが、1985年にゴルバチョフが最高指導者になって自由な雰囲気になってから行われるようになった世論調査で、過去の偉大な指導者の名前としてピョートル1世（大帝）やエカチェリーナ2世（女帝）と並んでスターリンの名前があるということは、一般のロシア国民にとっては、スターリンの粛清はそれほど直接的な害が及ぶものではなかったか、粛清のマイナスよりも大祖国戦争と呼ぶ第2次世界大戦を勝利に導いた指導者というプラスのイメージが強いということの意味しているのであろう。1930年代に起こった農業集団化に反対する農民の暴動はその後徐々に沈静化した。それは1929年の大恐慌を経て、1930年代にはいるとドイツ情勢が徐々に危機的なものとなり、やがてヒトラーが台頭してくるといった欧州情勢の変化に対して警戒心が強まり、国民の愛国心が強まる傾向にあったからと考えられる。

1939年は、東でノモンハン事件（5月12日～9月15日）、西で独ソ不可侵条約の締結（8月23日）、ドイツ軍のポーランド進撃（9月1日）があり、1941年は東で日ソ中立条約の締結（4月13日）、西で独ソ戦開始（6月22日）があるなど、ソ連は日独情勢を相互にリンクさせながら、巧妙に二正面作戦を回避することに成功した。とはいえ、独ソ戦の初期におけるソ連の敗北は、ロシア史上最悪の結果と言え、ソ連の対独政策、対欧州政策は大失敗だったと言える。他方、日本との戦争は回避できたのであるから、対日政策は成功したと言える。

欧州における第2次世界大戦は基本的には東部戦線の独ソ戦が中心である。ノルマンディー上陸作戦とそれ以降の米軍の戦いは、実はノルマンディー上陸作戦が1944年6月6日であり、その11ヵ月後の1945年5月7日にはドイツが降伏していることから明らかなように、1939年9月1日のポーランド侵攻から考えても、また1941年6月22日の独ソ戦の開始から考えても、ヨーロッパにおける戦争の最後の局面に過ぎない。つまり、ヨーロッパにおける第2次世界大戦は、米国がノルマンディーに上陸するまでに、そのドラマの重要な場面はあらかた終わっているのである。そのことは、日本が350万、ドイツが500万、ソ連が2千数百万という、第2次世界大戦で失われた人命の数からも明白である。第2次世界大戦中にヨーロッパで失われた人命の大半は、独ソ戦で失われた独ソ両国の国民の命だったのである。